



今

年も、五月三日の憲法記念日が近づいてきました。

残念ながら、今年の憲法記念日をめぐる最大の焦点は、憲法改正（改悪）の段階としての「国民投票法」が、本当にこのまま、安倍内閣の思惑通りに可決成立してしまうのか？という点にあります。

状況は流動的ですが、このニュースがお手元にくるころには、情勢に大きな影響を持つ都知事選挙の結果も出ているでしょう。

私

私たちは、このような切迫した状況の中にあつてこそ、憲法とその平和の理念を守るために、草の根からの声をあげていかなければなりません。

憲法記念行事として毎年五月に行なってきた「むさしの憲法市民フォーラム」を、今年には下記の日程で開催することに決定しました。平和を願う市民の願いをいま再び結集し、武蔵野から声をあげていきましょう。



むさしの憲法市民フォーラム

(仮題)

「私たちは、憲法改正手続き法＝国民投票法の成立を許さない」



講演

伊藤 真 氏

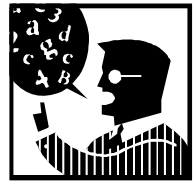
(伊藤塾塾長、法学館憲法研究所所長)

1981年東京大学法学部在学中に司法試験に合格。以後司法試験受験指導を開始する。1995年には「伊藤真の司法試験塾」（後に「伊藤塾」に改名）を開塾。弁護士業務を休業して、受験指導に専念する傍ら、日本国憲法の存在価値を説く講演・全国行脚等をおこなっている。そのわかりやすく面白い講義から、「カリスマ講師」と呼ばれる。

映画「戦争をしない国 日本」片桐直樹監督（短縮版）も上映の予定

日曜日
5/20 19:00~21:30
於 武蔵野公会堂 第1・第2会議室





武蔵野市議会議員選挙

憲法と平和についてのアンケート

きたる四月二十二日は武蔵野市議会議員選挙の投票日です。(期日前投票は四月十六日から)

今回の選挙は、武蔵野市議会の定数が三十議席から二十六議席に削減されることもあって、かつてない狭き門を争うものとなり、激戦が予想されます。

また、これまでは市長選挙と同日であった市議選挙が、初めて単独の日程で実施されることになるため、投票率や投票行動等、これまでの経験やデータだけでは予測しきれない、不確定な要素の多い選挙となりそうです。

今回の選挙のもうひとつ大きな特徴は、現在の邑上市政誕生後、初の市議会議員選挙であるという点にあります。

一昨年の十月、実に二十二年ぶりとなる政権交代を実現した邑上市長ですが、議会内では与党的スタンスの議員(もしくはは是非々々のスタンスの議員を含めても)が半数以下であるために、政策の実行において様々な制約を受けてきました。今回の選挙によって議会内の勢力バランスがどのように変化するかは、今後の武蔵野市政の行方を占う上でも、大きな意味を持つといえます。

私たちむさしの憲法市民フォーラムでは、この武蔵野市議会議員選挙において、各候補者の「憲法とその平和の理念」に対する考えを確認することは、多くの有権者にとって有益な情報となると考え、「憲法と平和についてのアンケート」を実施いたしました。

二月に選挙管理委員会によって行われた「武蔵野市議会議員選挙立候補予定者説明会」に出席された方々を対象にアンケートをお送りし、このうち二十名の方から回答を頂いています。

今回、このアンケートの結果をまとめた資料を、ニュースに同封させていただきます。

どうぞ、目を通していただき、それぞれの候補者の方の憲法に対するお考えを知っていただいで、選挙に行かれる際のご参考としていただければ幸いです。

市は活動伝言板

国民投票法案学習会

日時 4月26日(木) 午後7時～
場所 三鷹駅南口コミセン
講師 高木一彦氏
会費 500円

西東京平和遺族会

Live! 憲法ミュージカルinさんたま

5月6日14時～ 町田市民ホール
 20日16時～ ルネこだいら
 26日14時～ アミュー立川
 27日16時～ 八王子市民会館

入場 大人2500円 学生2000円

Live!憲法ミュージカルinさんたま事務局

むさしの憲法市民フォーラム
 2007年4月9日 通信第11号
 発行
 むさしの憲法市民フォーラム事務局
 連絡先: 西村 0422-46-7614

編集後記 このニュースを編集しているのは、都知事選が最後の追い込みに入った金曜日。軍国主義、人種差別、教育支配・・・思えばここ数年、東京は常に、危険な方向へ進む日本社会の先頭にいました。皆様のお手元にこの号が届くころ、それらが全て過去の悪夢となっていることを願いつつ・・・

憲法と平和についてのアンケート

2007年4月9日

むさしの憲法市民フォーラム

(アンケートの概要)

- このアンケートは、むさしの憲法市民フォーラムが、2007年4月実施予定の武蔵野市議会選挙立候補予定者に対して、憲法とその平和の理念に対してどのような考えをお持ちなのかをお聞きしたものです。
- このアンケートの結果は、むさしの憲法市民フォーラムの通信への掲載の予定である旨をご了承いただいています。
- アンケートは3月1日付で郵送によってお届けし、郵送・FAX・メール等によってご返信いただきました。
- アンケートは全4問で、Q1～Q3は回答の選択肢のなかから、もっとも考えに近いものを選んでいただく形式（該当するものが無い場合や、付記意見がある場合の記載欄も有り）、Q4が自由回答をお願いするものです。

(アンケートの対象者)

- このアンケートの対象者は、2月に選挙管理委員会によって行われた武蔵野市議会議員選挙立候補予定者説明会に出席された方々を基準とさせていただきます。
- アンケートをお送りした方々の内、井口良美、石井一徳、小野正二、きくち太郎、桑津昇太郎、近藤和義、島崎義司、鈴木有臣、田中節男、土屋美恵子、安江清司、与座武の各氏からは3月末日までに回答が寄せられなかった為、回答の意思が無いものと判断し、無回答とさせていただきます。

(本集計について)

- 各回答をご紹介します中のご敬称は省略させていただきました。
- 各回答のご紹介は、各氏のお名前のアイウエオ順とさせていただきます。

アンケート内容

Q1

あなたは憲法9条についてどのようにお考えですか。

1. 戦争の放棄を決めた第1項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する2項も守るべき
2. 第2項を変えて、自衛軍の保持を明確にすると同時に自衛軍が海外でも活動できるようにすべき
3. その他

Q2

あなたは今国会で審議が予定されている国民投票法案についてどのようにお考えですか。

1. 憲法9条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対
2. 現憲法も改正を予定しており、そのための法整備は必要
3. 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
4. その他

Q3

いくつかの自治体で、自治体レベルでも平和を実現するべく、ジュネーブ諸条約に根拠を持つ無防備地域運動※から無防備平和都市条例づくりの市民運動が行われており、私たちも学習を始めました。それについてお聞きします。

1. 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
2. 国を挙げて戦争をする際に特定の都市だけが平和を宣言することは実効性も乏しいし、許されない
3. その他

※無防備地域運動とは

平時から戦争不参加の意思を表明し、そのために地域の非軍事に努め、戦争の危機が迫った場合には、自治体が無防備地域を宣言して戦争から離脱し、あくまで地域住民の生命財産を守る運動。平時の平和への努力が戦時の安全に役立つと提唱された。

Q4

今年は、武蔵野市議会で非核平和都市宣言を採択してから25年です。昨年は市役所のロビーで中島飛行機武蔵野製作所への空襲の写真展も行われました。戦争の悲劇を忘れないための記念事業など、武蔵野市でどんなことに取り組んだほうが良いと思われますか。ご自由にお書き下さい。

アンケート回答

内山 さとこ

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** その他（国民保護法なるもの手続きが自治体でも進められる中、文字どおり「自治体」として無防備地域のスクラムで、市民の安全保障を確保すべき。）
- (武蔵野市の取り組み)** 「語り部～世代を超えて～」というような直接体験を若い世代に引き継ぐ活動、またはその支援。
聞き取りや、戦争遺留品の収集管理など、歴史的公共性を保つよう、保存・管理する。
市として「無防備地域宣言」をする。

大野 まさき

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 憲法 9 条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
- (武蔵野市の取り組み)** 本格的な東京への空襲のはじめは中島飛行機がターゲットであったと思うので、そういった意味から例えば東京大空襲・戦災資料センター等と連携したイベントや記録作成等を行うことや、インターネット上での中島飛行機製作所関連の資料公開ミュージアムの開設など。

落合 勝利

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい

(武蔵野市の取り組み) 戦争体験者の証言集を充実させたり、現在、世界で起っている戦争（地域紛争）をとりあげて、展示やキャンペーンなど行なっていくことも必要だと思います。

梶 雅子

(憲法 9 条) 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき

(国民投票法案) 憲法 9 条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対

(無防備平和都市条例) その他（戦争を前提とした条例をつくるのが、日本や世界の平和に役立つとは思いません。戦争放棄の日本国憲法の精神ともあいられないと考えます。憲法 9 条の立場で積極的に平和を発信して欲しい。）

(武蔵野市の取り組み)

- 東京大空襲や、原爆の被爆者の体験を小学校（高学年）や中学生に語りつぐ会を小・中学校で。
- 憲法手帳の配布。
- 「非核都市宣言」の宣言文を小・中学校をはじめ、市施設に掲示し、日常的に武蔵野市の核兵器廃絶の意思を市民に理解してもらうための努力をすること。

川名 ゆうじ

(憲法 9 条) 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき

(国民投票法案) 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある

(無防備平和都市条例) 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい

(武蔵野市の取り組み) 空襲など過去に武蔵野市で起きたことを伝えていくことは必要だと思います。また、中東やアフリカなどの内戦、テロ、南北問題など過去のことばかりでなく、現実は何が起きているのかの情報も常に伝えることも必要だと思います。それぞれ、イベントで終わらせるべきではありません。図書館に資料コーナーを常設するなど、いつでも知ることができるようにしておくべきだと思います。脚色は必要ありませんが、現実をより深く知ることが、結果として平和へつながると思います。

斉藤 シンイチ

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
- (武蔵野市の取り組み)** 今、まずは 80 代の方々の声に耳をかたむけたい。戦争の悲劇に直接目を向け、感じれるのは今しかないんですよ。
地域から声を大切にすくい取る活動をやれたらよいと思う。

桜井 和実

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
- (武蔵野市の取り組み)** 1 憲法をもう一度考えるためのシンポジウム。
2 平和の道（三鷹駅北口平和女神像）から（中央公園）を経て（陸上競技場にある子供平和像）までを、玉川上水遊歩道・グリーンパーク遊歩道で結ぶ。
途中で平和に関連するオブジェを配置する。

鈴木 岳幸

- (憲法 9 条)** その他（1 の考えにおおむね同意であるが、現在の状況をふまえ、自衛の為の配備までも否認すべきとまでは考えない。）
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある（議論がし尽くされておらず、優先順位が他の重要法案に比べて高くない事も明らか。）
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
- (武蔵野市の取り組み)** 戦時体験を子供世代に伝える為の世代間交流会。
戦争や核武装に対する、全市民 1 日ハンストなど、理念を訴える為には、ある程度、世間の耳目を集める事も必要。
世代・性別・人種問わず、多くの人が参加できる簡単な事を仕掛けてみてはどうか。

砂川 なおみ

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
- (武蔵野市の取り組み)** 戦争の記憶を地域の人々から子どもへと語り継がれるよう地域資料としてまとめ、誰もが利用しやすい図書館に集める。
戦争体験者を「かたりべ」として登録させていただき、小中学校で「戦争を語り継ぐ集会」を催す。

田辺 あき子

- (憲法 9 条)** その他（憲法第 9 条については第 1 項、第 2 項を堅持した上で、自衛隊の存在や国際貢献について「加憲」の論議の対象として慎重に検討する必要がある。）
- (国民投票法案)** その他（国民投票法案は憲法改正の中身ではなく、その前提となる公平なルールを作るものであり、なるべく多くの賛同を得て成立させることが望ましいと考える。）
- (無防備平和都市条例)** その他（平時の平和運動は努力が必要と考えるが、無防備地域運動が最善策であるとは、現段階では判断しかねる。今後研究する。）
- (武蔵野市の取り組み)** 記載なし

露木 正司

- (憲法 9 条)** その他（特に第 2 項については現状が大きく変わっているのは事実。国民の間での議論の時間が必要。）
- (国民投票法案)** その他（国民の間での議論の時間が必要。）
- (無防備平和都市条例)** 記載なし
- (武蔵野市の取り組み)** 戦争の体験者が年々減って行くので、体験者に語りべとなっただき、市民に語っていただく場を設ける。
また原爆被爆者も在住されているので、その方からも話を聴く機会を設ける。

寺山 光一郎

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** その他 (努力は認めます。協力できる所は致します。)
- (武蔵野市の取り組み)** 戦争を体験した人が武蔵野市でも少なくなっています。小学校、中学校の授業として体験した人の話を子どもたちにすべきだと思います。戦争の悲惨さを次代に伝えるために！

橋本 しげき

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 憲法 9 条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対
- (無防備平和都市条例)** その他 (ジュネーブ条約の無防備地域は、戦争になった時、その地域だけは戦争にまきこまれないようにするというものです。私は、このような戦争を前提とした条例は憲法 9 条の精神にそぐわないと思います。)
- (武蔵野市の取り組み)** 次の世代に戦争のむごさを伝えるとりくみをすすめたいと思います。
- むさしの平和映画祭
 - 小・中学校での平和学習

深沢 達也

- (憲法 9 条)** その他 (自衛隊を専守防衛の武装部隊として存在を認める。ただし、「領域外における武力行使は行わない」ことを明記すべき。)
- (国民投票法案)** その他 (急ぐ必要はない。)
- (無防備平和都市条例)** その他 (勉強したいと思います。)
- (武蔵野市の取り組み)** 空襲の写真展などは継続的に行われるべきと思います。

深田 きみ子

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 憲法 9 条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対
- (無防備平和都市条例)** 市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい
- (武蔵野市の取り組み)**
- 武蔵野市から「平和」を発信する政策について市民参画で策定する。
 - 「中島飛行場」を武蔵野市の貴重な財産として後世に残すための事業を担当を決めて早急に推進する。
 - コスタリカのように学校で「平和」について子どもと考える時間を設ける。

本間 まさよ

- (憲法 9 条)** 戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき
- (国民投票法案)** 憲法 9 条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対
- (無防備平和都市条例)** その他（無防備地域運動は慎重な検討が必要と考えます。「無防備地域運動」は戦争になったとき当該地域だけ戦争に巻き込まれないようにしようというものです。戦争を前提にした条例をつくることより憲法 9 条の立場で平和を発信していくことがふさわしいと考えます。）
- (武蔵野市の取り組み)** 議員になってから平和施策について具体的に要求してきました。非核都市宣言の自治体として「日本非核宣言自治体協議会」への加入、原爆パネル展の実現などうれしく思います。
- 私の母も中島飛行機製作所に学徒動員した話を語らなければとよい体験を話しています。そうした方は市内にもたくさんいます。「中島の体験を語る会」、広島、長崎への修学旅行の実施、など平和行事の取りくみは大事だと考えます。

松本 清治

- (憲法 9 条)** その他（私は日本国憲法を毎日携帯しています。1 項は変えるべきでない。2 項は専守防衛を徹底させるため交戦権の否定を加える。3 項に自衛隊の海外での武力行使を禁止する明確な規定を設ける。1 に○をされた方には自衛隊についての憲法上表記方法を逆に問いたい。）

- (国民投票法案)** 投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある
- (無防備平和都市条例)** その他（市議会総務委員会委員長として国民保護計画（案）の作成にも参加してきました。市は市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、宣言に加え、危機管理方法の想定は必要であると思います。）
- (武蔵野市の取り組み)** 戦争を体験された方々との世代間交流をはかり、できるだけ記録に残すべきです。
- 私は、手帳に日本国憲法全てを貼布して毎日毎日ポケットに入れてあります。日本国憲法の生まれ方には問題が多くあるとおもいます、が、60年の中で大きく育ってきたとも言えます。
- 改正論議はあせって行なわない。変えるときには（機が熟する時には）全面改正すべきです。国民の権利義務関係、「公共の福祉」による人権の制限には注文をつけたいと思います。
- これらの議論を市民の皆さんで行なえる企画構築を目指したいと思います。

水野 学

- (憲法9条)** 戦争の放棄を決めた第1項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する2項も守るべき
- (国民投票法案)** 憲法9条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対
- (無防備平和都市条例)** その他（特になし。）
- (武蔵野市の取り組み)** あらためて、非核平和都市宣言を強調すること（記者会見やイベントを何か行なうなど）を考えるべき。

三宅 えい子

- (憲法9条)** 戦争の放棄を決めた第1項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する2項も守るべき
- (国民投票法案)** 憲法9条の改正を目的としたものであり、その改正に反対だから手続き法の制定にも反対（この投票法案を通そうとしている指導者の背景動機に不純なものを感じる。ただ、手続き法が整備されていないという彼らの言い分に対して明確な反論ができない点が難しい。）
- (無防備平和都市条例)** その他（理念先行の運動に大きな意味があると思わない。80年代の反核運動（裏に旧ソ連がいたと言うが）も全く評価していない。）
- (武蔵野市の取り組み)** 私たちでさえ、武蔵野の空襲がどんなものだったか、中島飛行機が何を作って

いたか、中島飛行機の周りはどうな様子だったか、なぜ横河電気が武蔵野市にいるのか…などなど、体験した世代が存命中に小・中・高生などにもっと伝える必要がある。

最近、「慰安婦問題などなかった」と言わんばかりの発言をしている人達を見て怒りを感じる。真実を伝え継ぐことの重要性を痛感します。

山本 ひとみ

(憲法 9 条)

戦争の放棄を決めた第 1 項だけでなく、軍備及び交戦権の否認を規定する 2 項も守るべき

(国民投票法案)

投票法の制定には反対ではないが、予定されている法案には問題がある

(無防備平和都市条例)

市民の平和につながるものであり、積極的に内容を検討したい

(武蔵野市の取り組み)

現実には戦闘が続いているイラクやパレスチナ、基地の被害の重圧のもとにある沖縄の現状や、日本の戦争の加害の面もきちんと伝えるフォーラムや展示をする。

小中学校の児童生徒にむけ現状を伝えるイベントや、戦争体験者の話を聞く場を企画する。